

独立行政法人国立病院機構  
横浜医療センター附属横浜看護学校同窓会推薦委員会規定

(目的)

第1条 推薦委員を幹事から募り、役員選出の任命を担うことは、幹事の役割、幹事間相互の活性化につながる。また推薦委員会にて次期役員を選出することで、役員の負担を軽減することができる。

(委員会の構成)

第2条 委員の構成は以下の通りとする。

1. 構成人数は最低3人とする。
2. 委員は会長が幹事から任命する。
3. 委員長は委員会で決定する。

(委員会の開催)

第3条 奇数年、または会長が必要と判断した年に開催する。  
またその時期は会長に一任する。

(委員会の審議・検討事項)

第4条 委員会は以下の様、次期同窓会役員の選出、任命を行う。

1. 会長から任命された推薦委員は代表者を決め、速やかに委員会を開催する。
2. 推薦委員会には原則、現役員は参加しない。
3. 次期役員の任命は推薦委員会で行う。
4. 推薦委員会で決定した事項は委員長が会長に報告する。

(附則)

この規定は平成27年6月6日から施行する。